

# 「(仮)大空町合葬墓条例」制定について提出された意見に対する考え方

1 意見募集期間

平成30年6月15日～平成30年7月17日

2 提出された意見の数

2名 5項目

## 【意見等の概要及び意見等に対する町の考え方】

No.	提出された意見等の概要	提出された意見等の検討結果
1	<p>●生前予約について 第13条の「生前予約から起算し、20年を経過しても行われなかったときに使用許可の効力を失う。ただし…」について、意識がしっかりしているうちに生前予約をして、もし20年以上生きていた場合、使用許可の効力を失うのは困ります。30年ではいけないのでしょうか。20年の根拠は何でしょうか。認知低下が進んでからでは遅いのです。</p>	<p>20年の根拠は、民法第167条で「債権は10年間、所有権以外の財産権は20年間行使しないときは消滅する」ことによるもので、生前予約を行っている他の自治体も20年としています。 しかしながら、20年では本人が生存されている可能性は十分考えられますので、「生前予約の使用許可を受けた者が生存されていることが確認できたとき」は使用許可の効力は失われないこととさせていただきます。</p>
2	<p>●東藻琴地区における整備について 新たに東藻琴側にも整備されるのでしょうか。整備されるのであれば問題ないと思いますが、女満別地区一か所に限るとした場合、東藻琴地区住民が女満別地区の合葬墓を利用することは無いと言えますが、利用頻度はかなり低くなると考えられます。誰もが故郷の地を望むと思います。</p>	<p>北見市や網走市などの都市部では、故郷のお墓から合葬墓に改葬する方が増加するなど納骨スペースが既に足りなくなっている状況ですが、農村部では近隣町の利用実績をみても現時点では多くの利用は想定できないことから、大空町としてまずは1か所整備する考えです。 合葬墓の整備は、少子高齢化や町外にお住いの方など何らかの事情により先祖代々のお墓を管理・継承できなくなった場合にご利用いただくことを主の目的としていますので、ご理解願います。</p>
3	<p>●東藻琴地区住民アンケート調査の実施について 合葬墓整備については、女満別地区の声を反映されたものと思いますが、東藻琴では一切お話はありません。なぜでしょうか。女満別地区が出たのであれば、東藻琴地区はどうするのか、意見が出てもおかしくない。一度賛否について、住民アンケート調査を試みてはいかがでしょうか。</p>	<p>合葬墓は、議会での一般質問や全国的に高まる需要を受けて大空町でも必要と判断し、整備しようとするものです。 女満別地区、東藻琴地区それぞれに整備するのではなく、大空町として1か所整備する考えです。 なお、合葬墓整備についてのアンケート調査は、馴染まないと考えており、実施する予定はありませんのでご理解願います。</p>
4	<p>●関係者による視察研修の実施について 合葬墓設置の自治体は、近隣市町村では北見市、網走市、美幌町、小清水町で整備されており、管外でも多くの自治体で整備されているとお聞きしています。是非、議員、役場関係職員の方々に複数の自治体を視察調査して、合葬墓の内容(規模、デザイン、材質、収納方法、周辺環境整備等)について検討し、より良い合葬墓の整備を手掛けられることを望みます。</p>	<p>近隣市町で整備されている合葬墓については、既に視察調査を実施させていただいております。 現在、近隣市町の整備内容を参考にさせていただき、規模、デザイン、材質、収納方法などについて、より良い合葬墓の整備に向けて準備を進めておりますので、ご理解願います。</p>
5	<p>●合葬墓の可否について 東藻琴地区住民の多くは、先祖代々受け継がれている「お墓」に葬られることを基本と思われませんが、全国全道的に合葬墓を整備している自治体も増え、また利用を希望する住民もいることも事実のようです。 私は将来を見据えて、是非、東藻琴地区にも合葬墓整備されることを強く希望いたします。</p>	<p>本年度、大空町として1か所整備する予定です。 現時点で2か所整備する考えはありませんが、整備後の申込み状況や利用実態を踏まえ、将来的には2か所目の整備が必要になる場合もあるかと考えています。</p>

**【決定した内容】**

条例第13条の生前予約使用許可の失効について、「生前予約の使用許可を受けた者が生存されていることが確認できたとき」は使用許可の効力は失われないこととし、原案を修正する。